

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年12月11日付け環境第675号で行った行政情報の不存在決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて行った「水質汚濁防止法施行令政令百八十号最終改正24年5月30日196号富士電機特定施設変更届出の第八条報告及び検査、第十条政令で定めによ市長の事務処理（第九条の公共用水）」〔原文ママ〕（以下「本件行政情報」という。）の開示請求に対し、実施機関が平成26年12月11日付けで行った不存在決定について、これを取り消すことを求めるものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が不服申立書で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 国政市は事務処理を果たせ〔原文ママ〕
- (2) 富士電機三重工場は自己排水路で海へ排水せよ。
- (3) 平成4年2月10日の●●●●、平成4年3月10日の変更届書は南門の位置に排水路はなく虚偽である当方が被害をうけ 古新田所有濃地排水放水の為
〔原文ママ〕

4 実施機関の主張要旨

実施機関が開示理由説明書等で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 水質汚濁防止法施行令の規定により、水質汚濁防止法第7条に規定する届出の受理に係る事務は、四日市市長が行うこととされている。このため、平成25年1月23日に富士電機株式会社三重工場から同法第7条の規定に基づく特定施設の構造等の変更の届出があり、これを受理したものである。
- (2) 同届出の概要は、当時3か所ある排水の放流口のうち、第一水門を閉鎖し、第二水門へ集約するものであった。届出の審査にあたり、同事業場からの排水水の

水質は排水基準に適合していると認められ、同届出の計画は問題ないことから、市が同社に対し同法第22条の規定に基づく報告徴収や立入検査を行う必要もないと判断し、報告徴収や立入検査を行っていない。

よって、本件行政情報は存在しないため、不存在決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 本件行政情報の不存在決定について

本件行政情報が不存在であるとする実施機関の主張は4のとおりであるが、水質汚濁防止法に基づく報告徴収及び立入検査は行っていないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、報告徴収及び立入検査を行わなかった理由についても、その判断の当否はともかくとして、合理的な説明がなされている。

一方、申立人からは、本件行政情報の存在を推認させるような主張は、何らなされていない。

したがって、当審査会は、実施機関の主張どおり、水質汚濁法に基づく報告徴収及び立入検査は行われていないものと判断し、本件行政情報を保有しないとする実施機関の主張は、妥当であると判断した。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月25日	・ 諮問書受理
平成27年10月28日	・ 実施機関から意見書受理

平成 27 年 1 2 月 2 日	・ 審議（平成 27 年度第 7 回審査会合議体）
平成 28 年 1 月 8 日	・ 審議（平成 27 年度第 8 回審査会合議体）
平成 28 年 2 月 1 2 日	・ 審議（平成 27 年度第 9 回審査会合議体）
平成 28 年 3 月 1 8 日	・ 審議（平成 27 年度第 10 回審査会合議体）
平成 28 年 4 月 2 7 日	・ 答申

経緯（参考）

平成 26 年 1 2 月 1 日 行政情報開示請求
平成 26 年 1 2 月 1 1 日 行政情報不存在決定
平成 27 年 2 月 2 日 異議申立て